

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年10月16日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイナミック・ナビゲーション
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月3日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(5)【申込手数料】

<訂正前>

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%^{*}(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

(略)

<訂正後>

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.00%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

(略)

(7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2019年9月4日から2020年3月2日まで(注)

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は2019年10月16日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2019年9月4日から2019年10月16日まで

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日(以下、「海外休業日」という場合があります。)には、お申込みの受付を行いません。

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付したお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<繰上償還(信託終了)の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するための手続きを行います。

1.繰上償還(信託終了)を行う理由

当ファンドは2016年2月24日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年6月末時点の受益権口数が約0.12億口と信託約款に定める繰

上償還(信託終了)の基準となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

2. 繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日	2019年9月5日
書面による議決権の行使期限	2019年10月3日まで
書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)	2019年10月4日
繰上償還(信託終了)予定日	2019年10月21日

3. 書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2019年9月5日現在の受益者の皆さまを対象としておりません。2019年9月6日以降に取得された受益権口数(2019年9月4日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2019年10月4日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

(略)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

<繰上償還(信託終了)について>

「ダイナミック・ナビゲーション」につきましては、2019年9月5日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年10月3日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2019年9月5日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2019年10月21日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%^{*}（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

（略）

<訂正後>

お申込時に、お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

（略）

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.782%^{*}（税抜1.65%）

*消費税率が10%になった場合は、年率1.815%となります。

（略）

<訂正後>

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.815%（税抜1.65%）

（略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.24%^{*}（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。

（略）

<訂正後>

（略）

・お申込手数料

お申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.00%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

（略）

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2016年2月24日から原則として無期限です。(注)

ただし、下記「(5)その他 イ.償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2019年10月21日までとなります。

<訂正後>

信託期間は、2016年2月24日から2019年10月21日までです。